

平塚市監査委員 高梨 秀美
同 井澤 郁人
同 片倉 章博
同 金子 修一

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
都市整備部 建築住宅課
- 2 監査実施日
令和3年5月31日
- 3 監査結果の公表日
令和3年6月30日（平塚市監査委員公表第8号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務については、OA機器関係委託料において、契約書に定めた業務履行開始前に必要とされる受注者が市に対して行う業務責任者の通知が確認できなかったため、平塚市契約規則等に則り、契約書記載事項等を再度確認し、今後の事務執行にあたり適正な措置を講じられたい。 また、契約事務に係る指摘が続いていることから、契約内容を着実に履行されるよう併せて指導を徹底されたい。	(1) 平塚市契約規則等に則り、契約約款第5条第3項に定められている「業務責任者の通知」につきまして、提出書類のチェックリストを定め、発注者・受注者双方で履行開始前に確認を行い、適正に事務執行するようにいたします。 また、契約事務に係る指摘事項につきましては、担当内への周知や措置方法などの事務引継を確実にを行い、契約内容が着実に履行できるようにいたします。

- 1 監査実施対象課
社会教育部 社会教育課
- 2 監査実施日
令和3年5月31日
- 3 監査結果の公表日
令和3年6月30日（平塚市監査委員公表第8号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>その他 (要望事項)</p> <p>(1) 埋蔵文化財は市民共有の財産であり、その出土遺物等の保管について、事業の特性上対象は増加傾向にあり、市としても苦慮していることは承知している。</p> <p>しかしながら、保管場所等には限りがあり、平塚市公共施設等総合管理計画において新たな機能を持った施設は、原則として建設しないとしていることから、関係法令の趣旨を踏まえ、将来を見据え効率的かつ効果的な保管方法や、整理（処分を含む）の在り方について、公共施設の有効活用の視点も含めた実現可能な最善策を早急に検討されたい。</p>	<p>(1) 平塚市公共施設等総合管理計画に基づく平塚市公共施設等個別施設計画において、出土遺物を管理・保管する施設の再編について、令和3年から令和5年までの3年間で検討することになっています。今後は、この計画に基づき出土遺物等の保管方法や施設の再編について、関係各課と検討を行います。また、出土遺物等の取扱いについては、「出土品の取扱いについて」（文化庁次長通知）及び「神奈川県内における出土品の取扱要領」（神奈川県教育委員会通知）に示された基準に基づき適切に保存・管理するとともに、その活用に努めます。</p>

~~~~~

- 1 監査実施対象課  
社会教育部 博物館
- 2 監査実施日  
令和3年5月31日
- 3 監査結果の公表日  
令和3年6月30日（平塚市監査委員公表第8号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果                                                                                | 措置の内容                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| <p>財務に関する事務<br/>(指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務については、随意契約によりリーフレットを追加印刷した際、平塚市契約規則に定める条項の</p> | <p>(1) 契約事務を行う際は、その都度、平塚市契約規則を確認し、適切な条項を適用するよう、徹底します。</p> |

|                                                                     |                                                    |
|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| <p>適用誤りがあったので、平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p> | <p>また、担当者以外の職員により、適用した条項について、誤りが無いよう再度確認を行います。</p> |
|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|

以 上